

令和7年度使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業

空き家等におけるリユース品と 廃棄物の一括戸別回収 事業報告書

実施団体名 埼玉県坂戸市

2026年1月



1 坂戸市の概要①

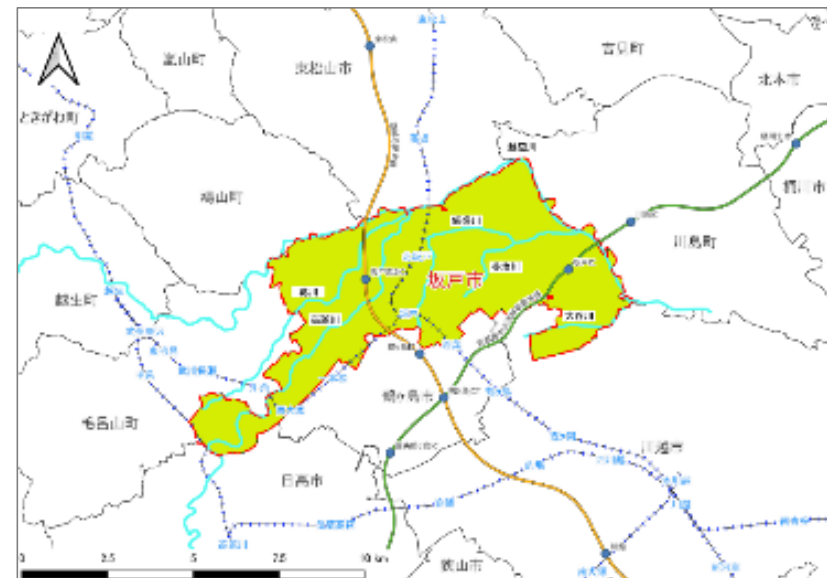
【坂戸市の地勢】

埼玉県のほぼ中央に位置し、地勢はおおむね平坦。秩父山系から清流として名高い高麗川が南西から東へ流れる緑豊かなまち。



【坂戸市の交通】

都心から45km圏の位置にあり、鉄道は東武東上線と東武越生線が通っており、駅は若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、西大家駅の4駅。広域道路網は、関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道が走り、坂戸西スマートIC、坂戸ICが利用できる。



1. 対象地域の概要

【坂戸市の人口】

99,346人(令和8年1月1日現在)

男性 49,403人 女性 49,943人

※年齢構成

0～14歳 9,828人(9.9%)

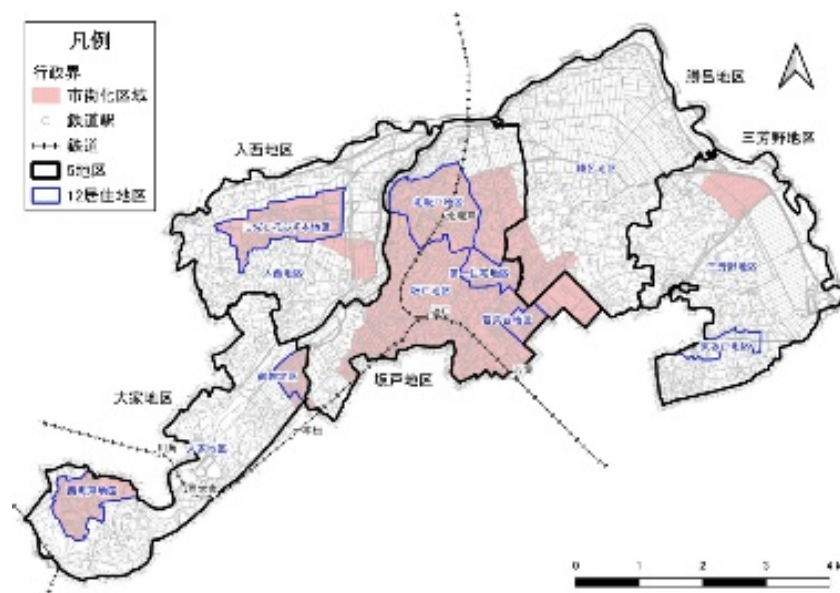
15～64歳 59,566人(60.0%)

65歳～ 29,952人(30.1%)



【坂戸市の面積】

41.02km²(令和5年10月1日現在)



1. 対象地域の概要

【これまで実施してきたリユース施策】

(1) 子育て世帯向けリユース品のマッチング事業 (令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業)

(内容)

●子育て世帯向けリユース品のマッチング事業

子育て世帯を対象としたアンケートにより、提供したい物品及び譲り受けたい物品の調査を実施し、上位の品目（ベビーカー、チャイルドシート、絵本等）について、マッチングを実施した。

●民間のリユースプラットフォームの紹介

(株)マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、同社が運営するオンラインプラットフォーム「おいくら」を紹介し、マッチング事業の対象とならない物品についてもリユースを推進した。



※モデル実証事業終了後、坂戸市西清掃センターにおいて、子育て世帯向けリユース品の無償譲渡を実施している。

1. 対象地域の概要

【これまで実施してきたリユース施策】

(2) リユース (再利用) 家具等の展示販売

(内容)

- 市清掃施設におけるリユース家具等の展示販売
(令和5年4月～)

ごみの減量・リユースを推進するため、坂戸市東清掃センターで、収集した粗大ごみのうち再利用可能な家具等の展示販売を行っている。



- 東坂戸団地におけるリユース家具等の展示販売
(令和6年10月～)

独立行政法人都市再生機構と連携協定を締結し、東坂戸団地内のふれあいスペースで、再利用可能な家具等の展示販売を行っている。
(家具等の販売は、自治会が実施)



1. 対象地域の概要

【これまで実施してきたリユース施策】

(3) (株)ジモティーとの連携 (令和7年10月～)

(内容)

(株)ジモティーと連携協定を締結し、相互にごみ減量に向けたリユース啓発を実施するとともに、埼玉県で初の官民連携型リユース店「ジモティースポット坂戸店」をオープンした。



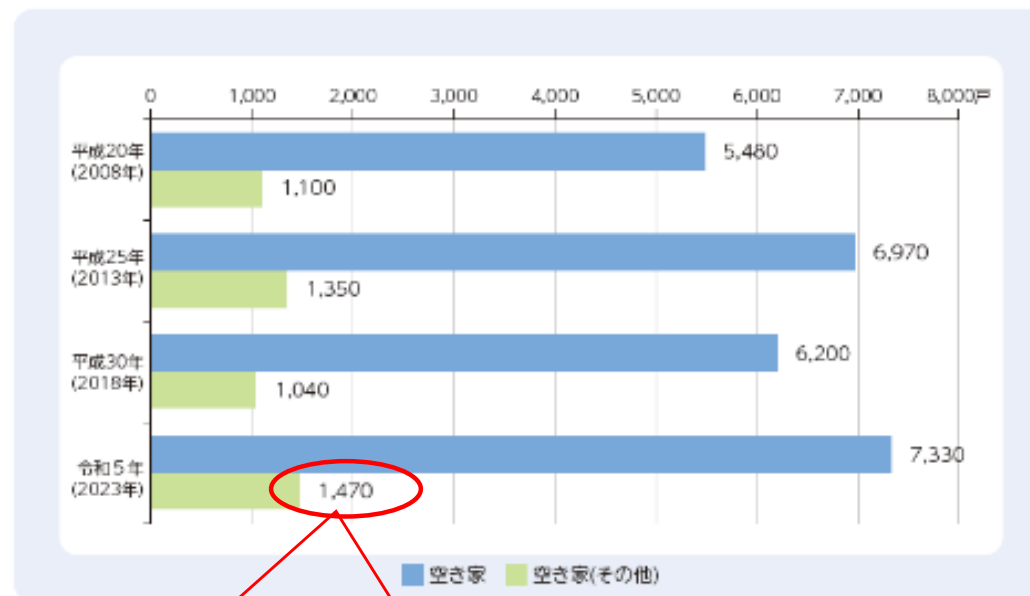
2. 事業の目的

【坂戸市の現状】

(1) 空き家の増加

本市の空き家は徐々に増える傾向があり、国が実施した住宅・土地統計調査では、令和5年現在、空き家が7,330戸、そのうち賃貸・売却目的のものを除いた空き家の数は1,470戸となっている。

また、本市住宅政策課が実態調査等により空き家として把握している戸数は、570戸（令和4年度）となっている。



	空き家 (その他)	うち戸建て
総数	1,470戸	1,180戸
うち腐朽・破損あり	300戸	190戸
うち腐朽・破損なし	1,170戸	990戸

資料：住宅・土地統計調査

※空き家(その他)：賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家

※腐朽・破損あり：建物の主要部分（壁・柱・床・梁・屋根等）やその他の部分に不具合があるもの

2. 事業の目的

【坂戸市の現状】

(2) 空き家所有者の課題

令和4年7月から8月までの間、本市の空き家所有者に対し、アンケート調査を実施。

調査の結果、空き家の利用状況について、所有者の4割以上が「家具・荷物等を保管している。」と回答。

また、空き家に関する困りごとを抱えている所有者の3割弱が「建物内の家財道具の処分ができない」と回答。

(3) 法律上の課題

家財道具の処分に当たっては、リユースできるものは売却し、リユースできないものは廃棄物として処分することが理想である。

しかし、買取りに必要な「**古物商の許可**」と、廃棄物の運搬に必要な「**一般廃棄物の収集運搬許可**」を同時に取得している事業者は、全国的には少数と考えられる。



リユース品と廃棄物を一括回収できる
システムの構築が必要

3. 事業の内容

【事業の名称】

戸別訪問によるリユース品と廃棄物の一括回収事業

【実施内容】

(1) 空き家所有者、市民等への周知

空き家の所有者、遺品整理・終活による身辺整理など、建物内の家財道具の整理を希望する者に対し、市広報紙への折込み、市ホームページへの掲載、空き家の所有者への通知等により本事業の周知を実施



市施設・窓口に掲示したポスター



市広報紙に折り込んだチラシ

3. 事業の内容

【実施内容】

(2) 戸別回収の受付

市窓口において、電話により訪問回収の受付を行い、連携事業者である(株)マーケットエンタープライズが、日程調整等を行う。



(3) 下見の実施

対象となる空き家等を訪問し、建物内の家財道具等の分量や、リユース可能な物と廃棄物になる物の確認を行う。
あわせて、戸別回収の実施日等に関する調整を行う。



3. 事業の内容

【実施内容】

(4) 戸別回収の実施

対象となる空き家等において、戸別回収を実施する。

回収した家財道具のうち、廃棄物として処分するものは、坂戸市東清掃センターに持ち込み、処分する。

リユース品として引き取れるものは、(株)マーケットエンタープライズの倉庫で保管・売却等を行う。



家財道具等の積込作業



東清掃センターに持ち込まれた冷蔵庫

3. 事業の内容

【実施内容】

(4) 戸別回収の実施



リユースできる物を梱包



粗大ごみ以外のごみは、分別を実施



家財道具をトラックに搬入



リユース品の査定結果



回収後の室内の様子



東清掃センターに持ち込まれた家財道具

3. 事業の内容

【実施内容】

(5) 戸別回収実施者に対するアンケート調査

戸別回収に対する評価について、アンケート調査を実施する。

【実施期間】

令和7年9月8日(月)～令和7年12月26日(金)

【廃棄物処理法上の取扱い】

連携事業者である(株)マーケットエンタープライズは、坂戸市の一般廃棄物収集運搬業の許可は取得していない。



坂戸市と(株)マーケットエンタープライズとで、戸別回収実施者の空き家等から発生する廃棄物に係る収集運搬の委託契約を締結

4. 事業の実施体制

【事業参加者の役割】

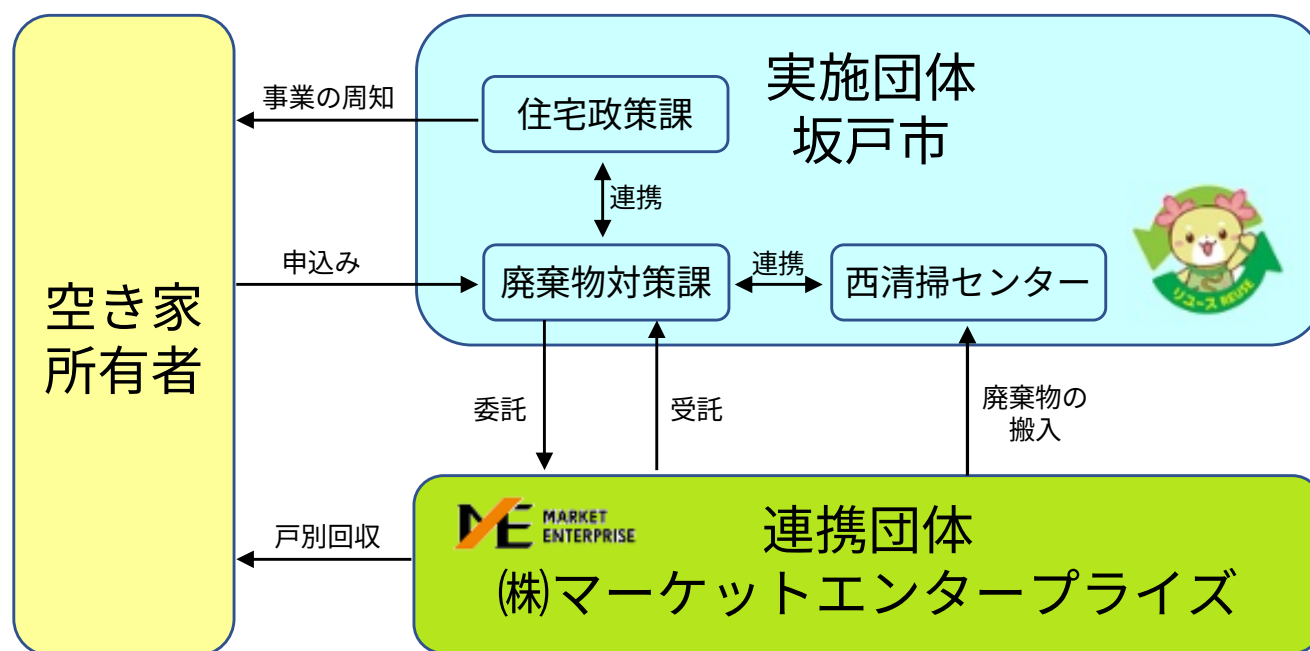
坂戸市 廃棄物対策課……総合窓口、連携先との調整、事業の進行管理

西清掃センター……廃棄物の受入れ及び処理、重量等の計測

住宅政策課………空き家の所有者への通知

株式会社マーケットエンタープライズ……下見及び戸別回収の実施、リユース品の点数、重量等の計測

【実施体制】



5. 事業の成果

【受付件数】

19件（当初15件＋追加4件）

※下見の結果、物置として使用されている家屋で、家財道具の確認が困難であることから謝絶した事例が1件あった。

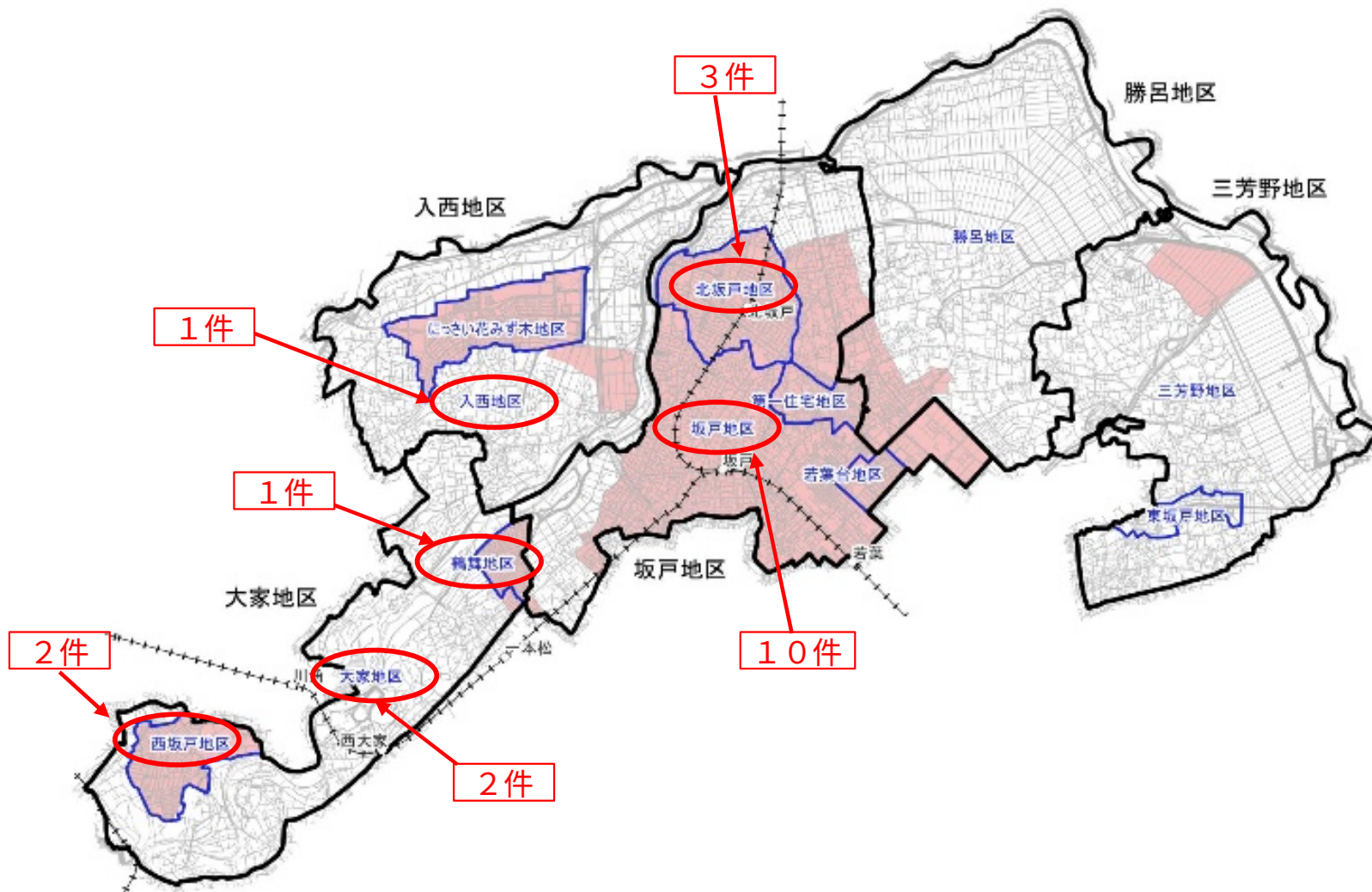


【地域の傾向】

- 市中央部（坂戸地区）が最も多い。
- 市西部（入西地区、大家地区）も一定数の申込みがあった。
- 市東部（三芳野地区、勝呂地区）からは、申込みがなかった。
- 駅からの距離は、10分～20分が最多（7件）
駅から5分以内の家屋は0件だが、10分以内は6件あった。

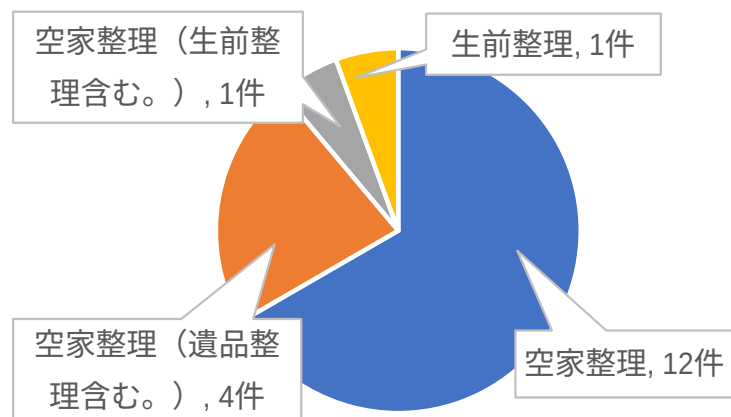
5. 事業の成果

【申込みのあった空き家の地域】

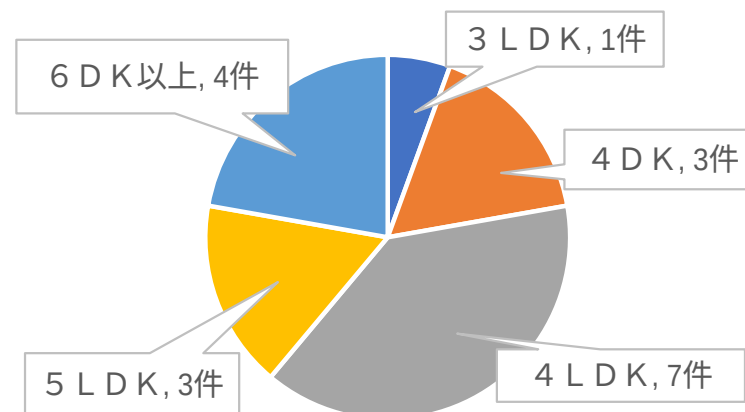


5. 事業の成果

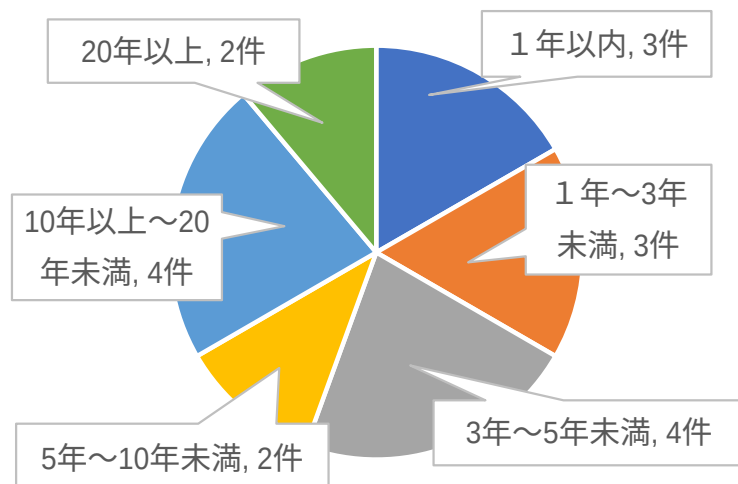
【受付区分】



【部屋の間取り】



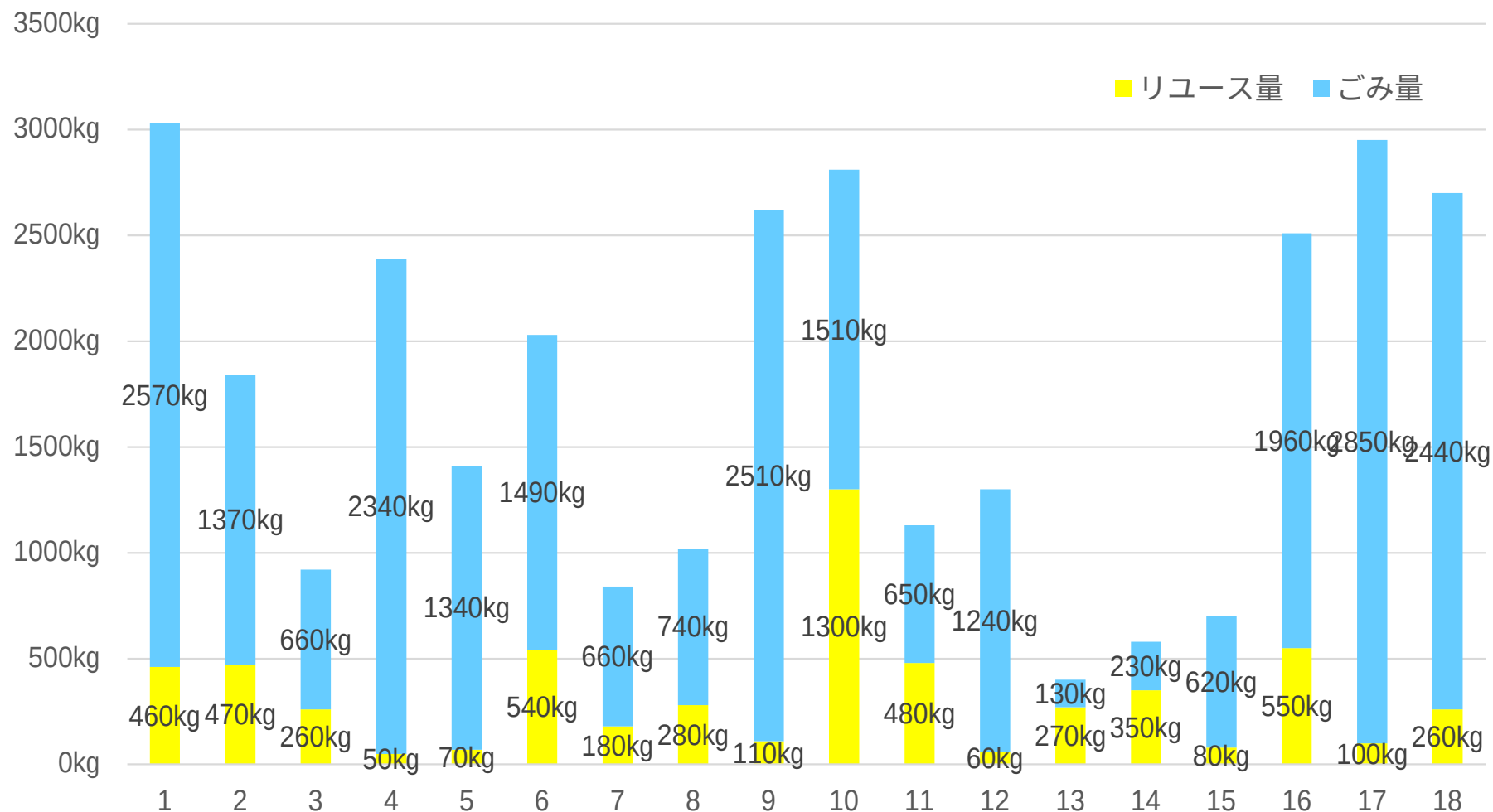
【空き家になってからの年数】



- 申請のほとんどは、空き家の整理であった。
- 間取りは、3LDKから6LDK+Sまで、様々な広さの家屋で戸別回収を行った。
なお、全て戸建ての住宅であった。
- 空き家になってからの年数も、1年以内との回答が3件あった一方、20年以上との回答も2件あり、様々な事例があった。

5. 事業の成果

【戸別回収の回収量】



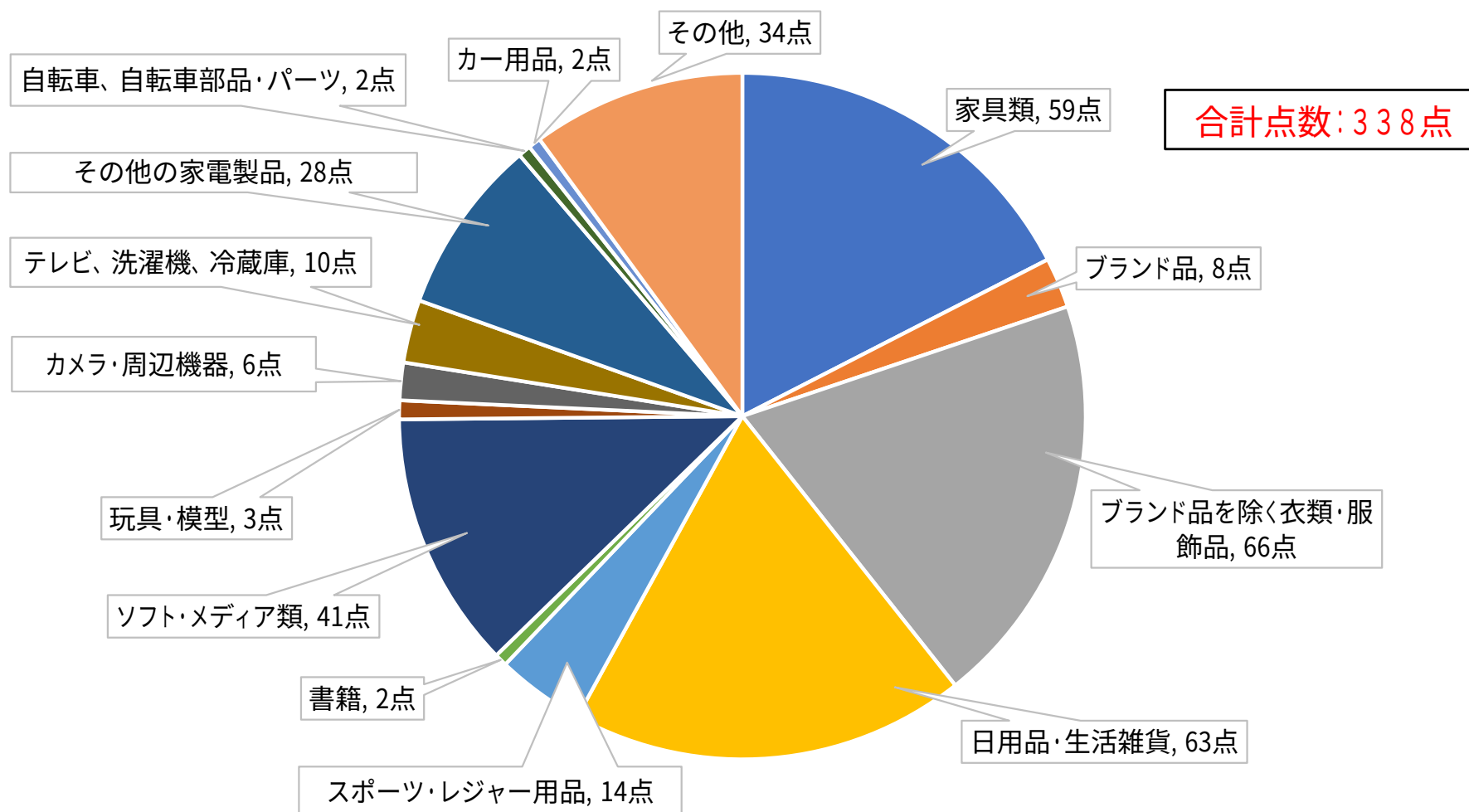
リユース量合計: 5,870kg
ごみ量合計: 25,310kg

戸別回収量合計: 31,180kg
(リユース率: 18.8%)

5. 事業の成果

【全リユース品の点数及び割合】

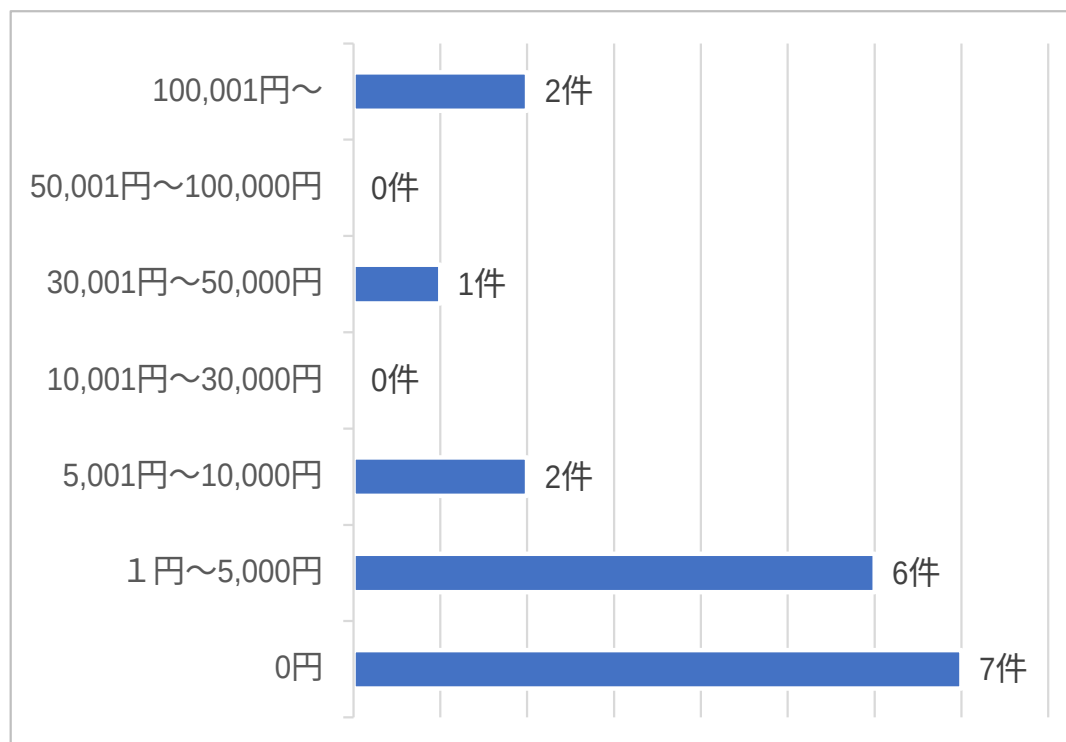
※環境省「データで見る消費者とリユース」に準じて分類



本事業でリユース品として回収した物の中に、「ベビー・子供用品」「ゲーム機器」「携帯電話・スマートフォン」「パソコン・周辺機器」「エアコン」「自動車」「バイク、原付バイク」に分類される物はなかった。

5. 事業の成果

【戸別回収申込者ごとの合計買取額】



リユース品として仕分けされたもの

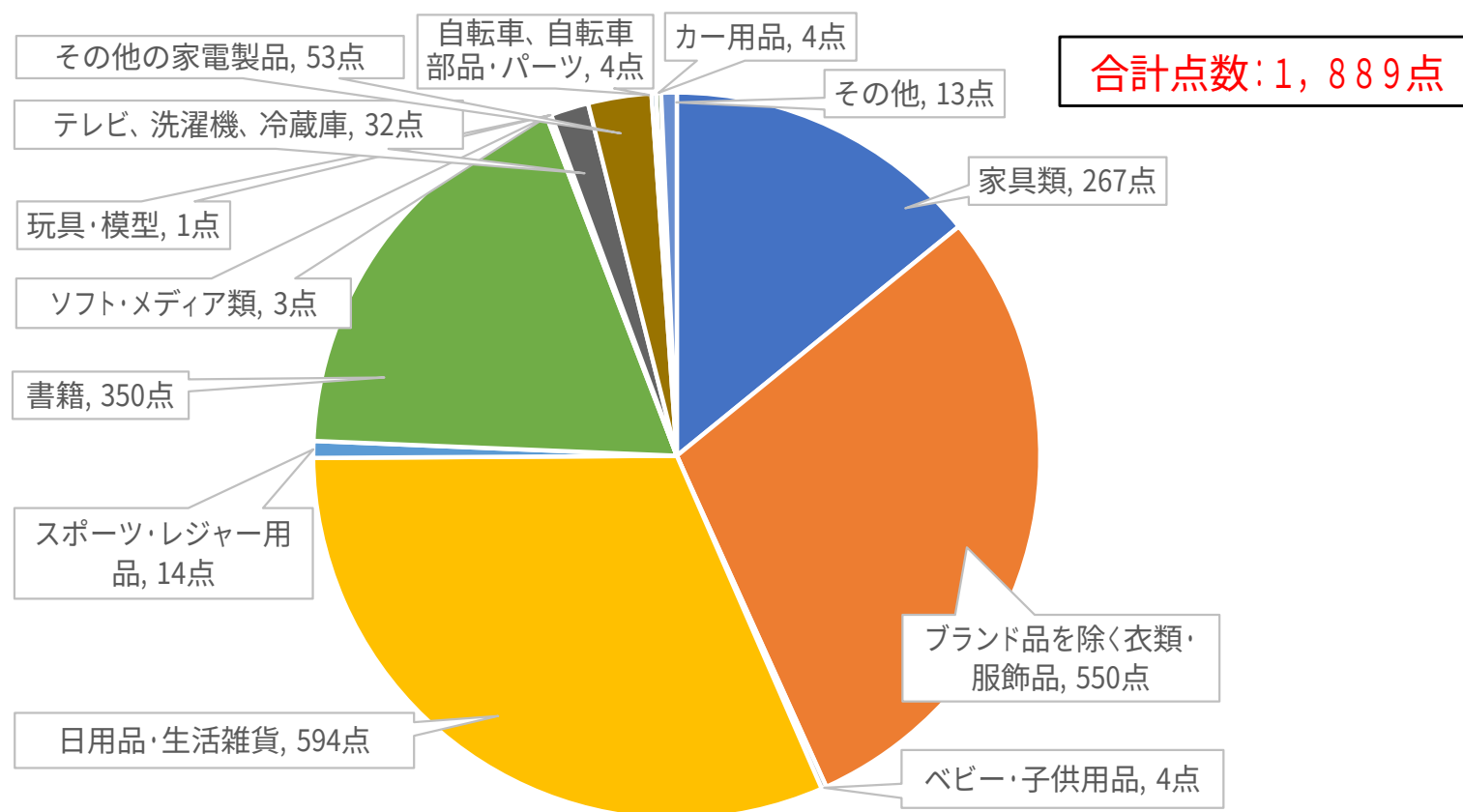
合計買取額 421,000円

- リユース品として最も多く引き取られた物は、「ブランド品を除く衣類・服飾品」であり、高額で買い取られた品物もあった。
- 2番目に多く引き取られた物は「日用品・生活雑貨」、3番目が「家具類」であるが、この2種類の品目は、ほとんどが値が付かない(0円での引取り)であった。
- 家電4品目のうち、冷蔵庫及び洗濯機は年数が古いと引取りができない物(ごみ)であったが、テレビは多少年数が経過していても、(0円ではあるが)引取りを行っていた。
- 戸別回収に至った18件中、5件が**空き巣の被害**に遭っていた。

5. 事業の成果

【全ごみの点数及び割合】

※環境省「データで見る消費者とリユース」に準じて分類



※衣類、食器等をごみとして多量に回収した場合、1種類につき「50点」として計測している。
（「ブランド品を除く衣類・服飾品」で11件、「書籍」で7件、多量の回収があった。）

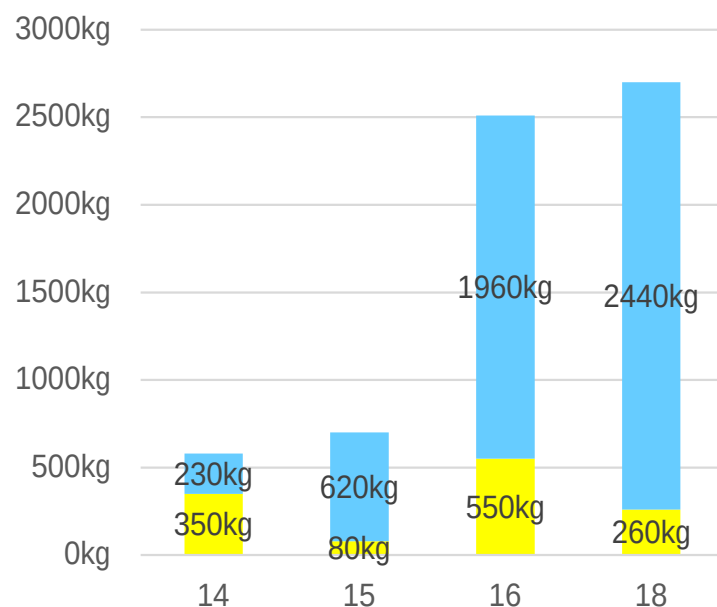
本事業でごみとして回収した物の中に、「ブランド品」「ゲーム機器」「カメラ・周辺機器」「携帯電話・スマートフォン」「パソコン・周辺機器」「エアコン」「自動車」「バイク、原付バイク」に分類される物はなかった。

5. 事業の成果

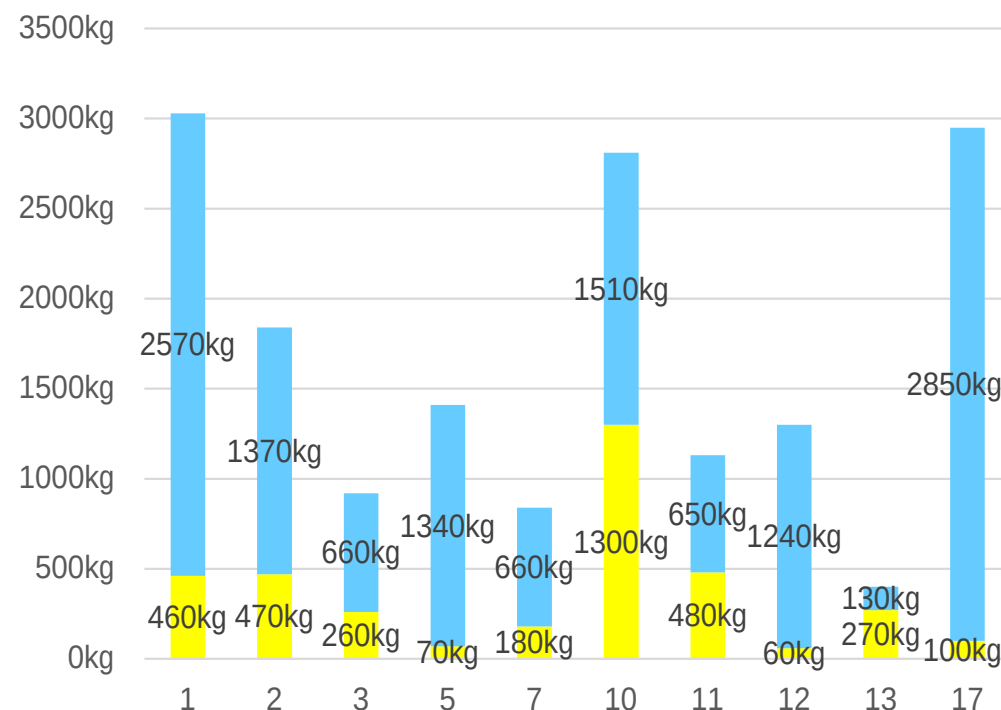
【部屋の間取りごとの回収量】

部屋の数、リビングの有無を基に、戸別回収を実施した家を3つに分類し、それぞれの特徴を分析した。

(1) 3DK又は4DK (4件)



(2) 4LDK又は5LDK (10件)



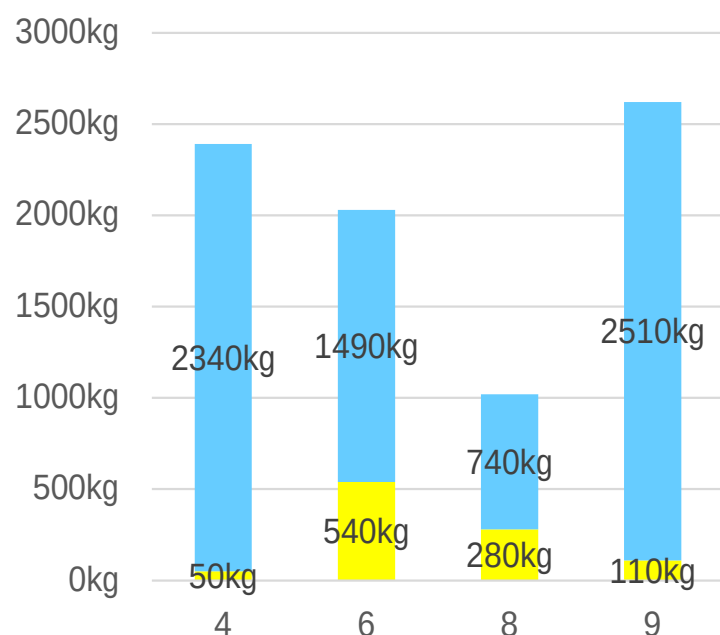
※№13の家は、生前整理

- 部屋数の少ない家では、家財道具の回収量が両極端となっている。
- 間取りが4LDK又は5LDKの場合、家財道具の回収量は少量の事例から多量の事例まで、様々な事例があった。

5. 事業の成果

【間取りの大きさごとの回収量】

(3) 6DK以上 (4件)



家財道具の回収量が多い家では、書籍や食器が大量に残っていることが多い。

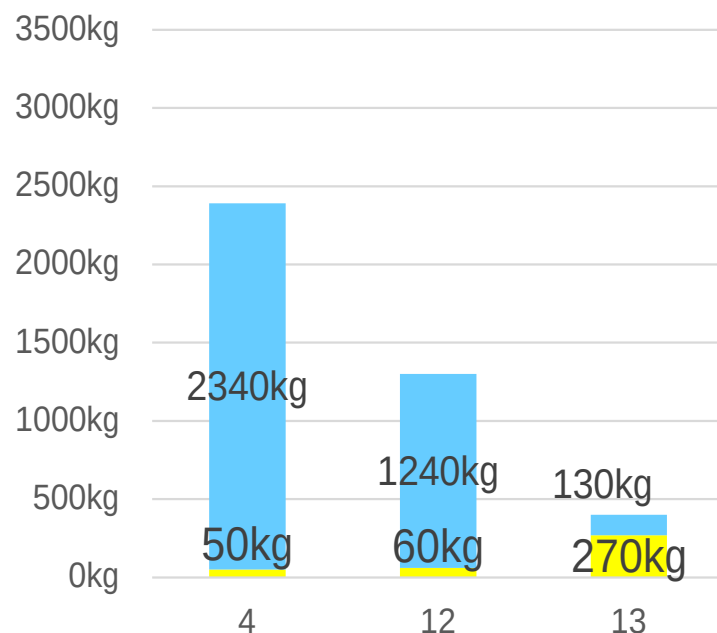
- 間取りが6DK以上ある場合、家財道具の回収量は最も少ない事例でも1トンを超えているが、4LDK又は5LDKの場合と異なり、回収量が多い事例でも2.5トン程度に留まっており、3トンを超える事例はなかった。

5. 事業の成果

【空き家になってからの年数から見た回収量】

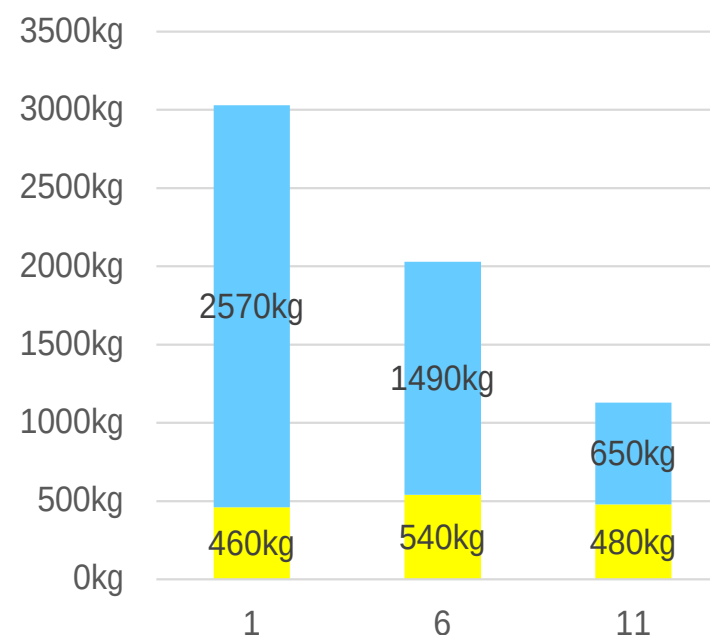
空き家になってからの年数を基に、戸別回収を実施した家を6つに分類し、それぞれの特徴を分析した。

(1) 1年以内 (3件)



※№13の家は、生前整理

(2) 1年～3年未満 (3件)

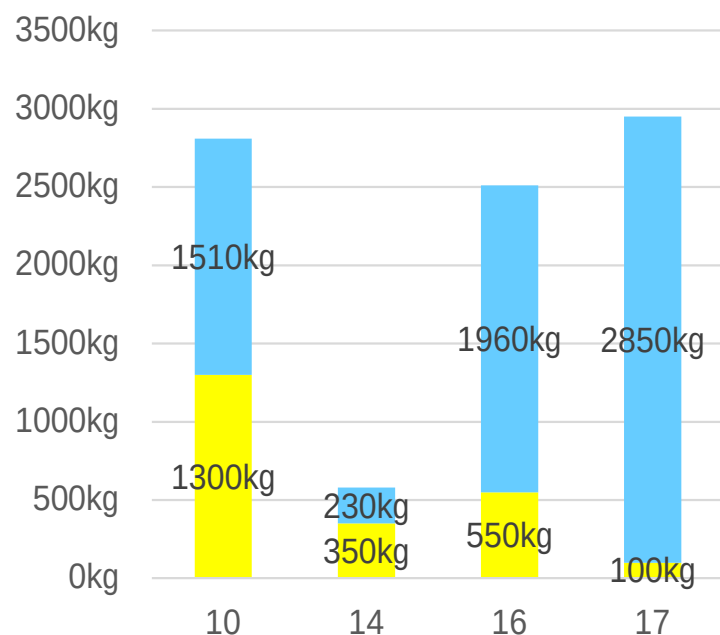


- 空き家になってからの年数が1年以内の事例では、生前整理の事例を除き、リユース量が極めて少量であった。
- 空き家になってからの年数が1年～3年未満の事例では、いずれの事例でも500kg程度のリユース量があった。

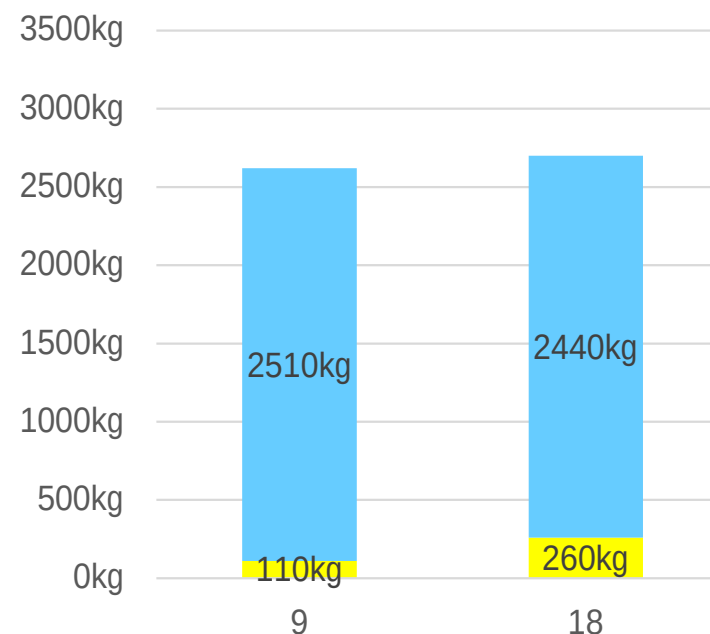
5. 事業の成果

【空き家になってからの年数から見た回収量】

(3) 3年～5年未満 (4件)



(4) 5年～10年未満 (2件)

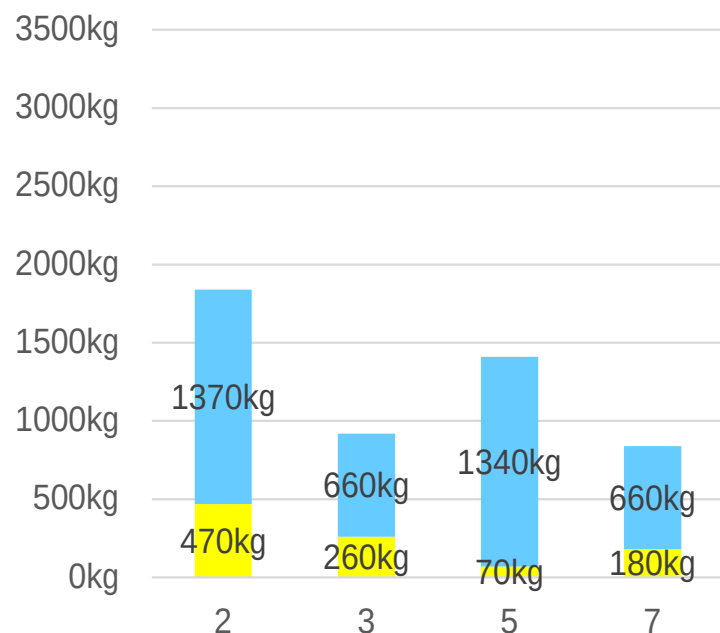


- 空き家になってからの年数が3年～5年未満の事例では、1件を除き、1年～3年未満の事例と同じく、一定程度のリユース量があった。
- 空き家になってからの年数が5年～10年未満になると、リユース量が減少する傾向が見られる。

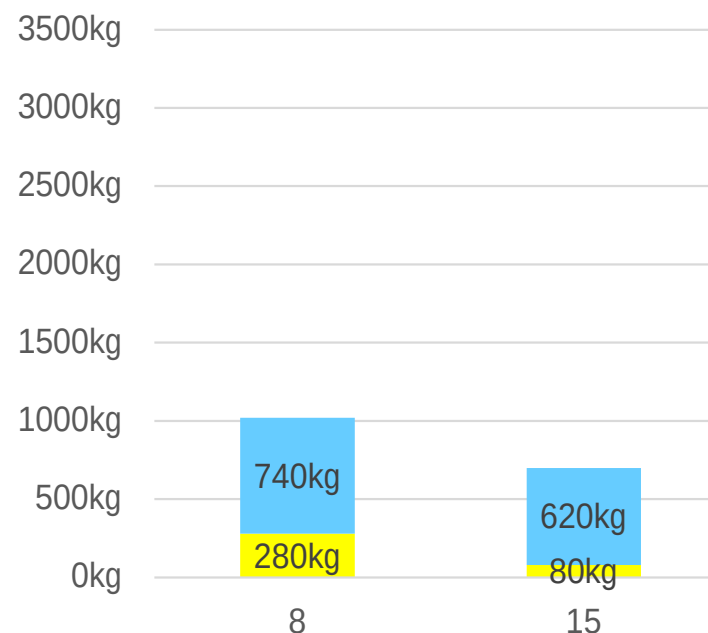
5. 事業の成果

【空き家になってからの年数から見た回収量】

(5) 10年以上～20年未満 (4件)



(6) 20年以上 (2件)



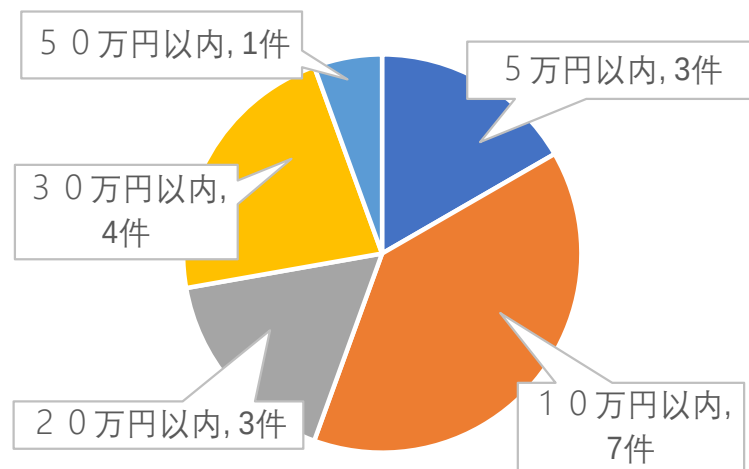
- (4) と同じく、長期間空き家になっている場合、リユース量は少量にとどまっている。



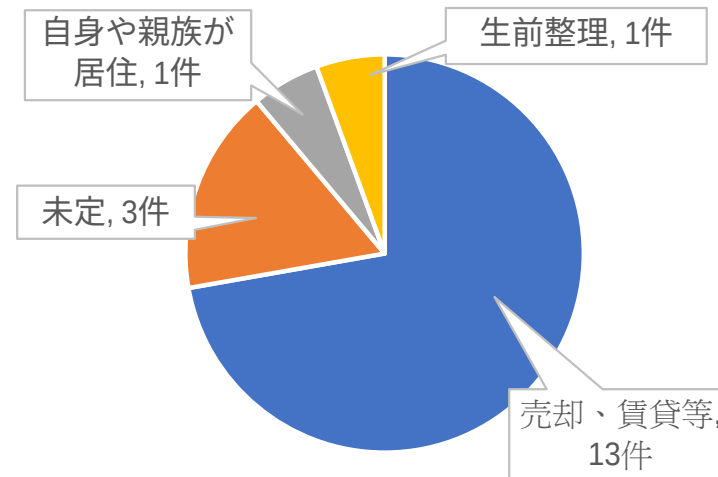
家財道具をリユース品として活用するためには、空き家になってから5年以内に家財道具の整理ができるかどうかポイントではないかと考えられる。

5. 事業の成果（アンケート結果）

【自己負担可能額】



【今後の活用方法】



- 今回の戸別回収を全額自己負担する場合、いくらまでなら支払うことが可能かという質問に対しては、「10万円以内」と回答した方が最も多かった。
- 戸別回収1件につき、12万円（2トントラック2台分。回収量が少量の場合は1台で回収、2台を超える場合は申込者の自己負担）の費用がかかっている。
- 戸別回収実施後の活用方法は、「売却、賃貸等」と回答した方が最も多かった一方、「未定」と回答した方も3件あった。

5. 事業の成果（アンケート結果）

【空き家等の管理でこれまでに実施したこと】

※複数回答可

項目	件数	項目	件数
定期的な換気を行っている。	13件	小さな家財・荷物をリユース・リサイクルショップ等に売却した。	4件
定期的に草むしり等、屋外の掃除をしている。	13件	大きな家財・荷物(2人以上で運ぶもの)を自宅等に持って行った。	0件
片付けを行い、家の中を整理した。	13件	大きな家財・荷物(2人以上で運ぶもの)をリユース・リサイクルショップ等に売却した。	0件
小さな家財・荷物を自宅等に持って行った。	11件	大きな家財・荷物(2人以上で運ぶもの)をごみとして処分した。	0件
小さな家財・荷物をごみとして処分した。	8件	何も実施していない。	0件
定期的に屋内の簡単な掃除をしている。	7件	その他	0件

- 全ての方が、何らかの形で空き家の管理を行っていた。
- 草むしりや小さな家財道具の整理を行う方が多かった一方、大きな家財道具の整理を行っている方は0人であった。

5. 事業の成果（アンケート結果）

【業者に求めること】

項目	第1位	第2位	第3位
安心感	11	4	1
費用の明確さ	3	7	1
費用の安さ	2	4	6
申込みからの連絡・対応の早さ	1	1	3
知名度、実績	1	1	0
ごみとしての処理のみならず、リユース品買取に対応	0	1	6
その他	0	0	1

- 業者に求めるものの1位には、半数以上の方が「安心感」を挙げた。
中には、モデル実証事業の応募前に家財道具の整理を別の業者に依頼したところ、まともに整理をしてくれなかったと話す方もいた。
- 2位には「費用の明確さ」を挙げる方が最も多かった。
1位と同じく、信頼できる業者かどうかポイントとなっていると考えられる。
- 3位には「費用の安さ」と「買取りに対応していること」を挙げる方が同数となった。
いずれも費用を抑えることができるかがポイントになっていると考えられる。

6. 今後の検討課題

【検討課題】

★リユース品の査定ができない空き家の存在
下見に行った際に、使用していない家財道具が積み重なっており、査定を行える環境にない空き家が存在した。

★ごみの分別誤り等

戸別回収時に連携事業者がリユース品とごみとを仕分けする際、ごみの分別方法が自治体によって異なることから、分別区分が分からない場面や、誤った分別をする場面が見受けられた。

★更なるリユース等の余地

当初の想定よりも、リユース品となる家具の量が少なく、ごみとして処分していたが、本市では、リユース家具等の展示販売を行っており、ごみとして処分した家具の一部には、リユース家具としての活用が可能なものがあったと考えられる。

また、本市では、ごみとして持ち込まれた食器の一部を事業者売却している。

モデル実証事業で回収した食器の中には、本市では売却可能なものが多数あったが、連携事業者は買取りができず、ほとんどがごみとして処分された。



回収した家具の一部は、本市のリユース家具として活用

6. 今後の検討課題

【検討課題】

★他の搬入車両の滞留

回収した家財道具を市清掃施設に搬入し、積み下ろし作業を行った際、積み下ろす家財道具が多数あったため、後続の一般車両が滞留してしまう場面があった。

★戸別回収の費用に対する認識の差

本モデル事業では、1件12万円（トラック2台分）で戸別回収を行ったが、連携事業者から、「企業として利益を出すには、20万円程度の料金が必要である。」との意見があった。

連携事業者が希望する費用額と、モデル事業申込者が全額自己負担できると回答した費用額とを比較すると、18件中11件で、連携事業者の希望額がモデル事業申込者の自己負担可能額を超えてしまう結果であった。

戸別回収を実施する事業者と、空き家等の所有者との費用面の認識をどのように埋めるかが、リユースを推進していく上での課題になると思われる。



7. 事業終了後の展開

【限定許可制度の創設】

(1) 制度の概要

- 空き家の家財整理、遺品整理、生前整理など、状況を限定した一般廃棄物の収集運搬の許可を与えることとする。
- 既存の許可とは異なり、廃棄物の収集運搬業者ではなく、遺品整理業やリサイクル業者を対象とした許可制度を想定している。

(2) 許可の基準

- 既存の許可の基準をベースに、モデル実証事業の結果等を踏まえ、今後検討していく。

(3) 今後の課題

- 制度の周知（市民・事業者）
- 適切な事業者かどうかの判断

※モデル実証事業で行っている、自治体の委託によるリユース品と廃棄物の一括戸別回収の方法は、厳しい財政状況から継続は困難であると考えます。

8. 横展開へのポイント

【一括戸別回収の方法】

- 「委託」で行うか、「許可」で行うか。
- 申込者にどこまで負担させるか。

【事業者への指導等】

- 一括戸別回収を実施可能な事業者の掘り起こし
- 実施事業者に対する分別方法等の指導

【自治体独自のリユース施策等の充実】

- ごみとして持ち込まれた物の中にも、リユース可能な物がある。
- 様々な方法によるリユース等の推進が肝心

【庁内の連携】

- 空き家対策部門、防犯対策部門との連携も必要



東清掃センターでの積み下ろし作業